

TAHARA 商工会だより

2017-5
No.185

発行：田原市商工会 〒441-3421 田原市田原町倉田10番地2 TEL.22-6666(代) FAX.23-0419
URL <http://www.tahara.or.jp/> メールアドレス：tahara@tahara.or.jp



今年も『たはらの夜店』にきょうご期待!

※写真は昨年の夜店の様子です

毎年7月の土曜日の夜は、『たはらの夜店』

青年部員一同で夜店の開催に向けて準備を進めていきます。
今年も盛大に開催できますよう、会員の皆様のご理解ご協力をよろしくお願い致します。
※日程及びイベント内容等は、決まり次第田原市商工会ホームページでご案内します。

5 月 号 紙 面 紹 介

- ・平成28年度第1回臨時総代会及び特別講演会開催 P.1
- ・理事会の報告 P.1
- ・新規加入会員のご紹介 P.1
- ・経営発達支援計画が認定されました P.2
- ・「ベジフル田原」ブランド認定 P.2
- ・文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞 P.2
- ・工業部会コーナー
(新入・若手社員研修会) P.3
- ・大村秀章愛知県知事と渥美半島を語る会 P.3
- ・源泉関係事務指導会のご案内 P.4
- ・特定求職者雇用開発助成金のご案内 P.4
- ・平成29年度雇用保険料率について P.5
- ・設備貸与制度(小規模企業者等設備貸与事業)をご利用ください! P.5
- ・中小企業者向けの市補助金がリニューアルされました P.6
- ・「マイナンバーの新年度更新手続きが必要」のメールにご注意を P.6
- ・今後の行事予定 P.6
- ・お店紹介コーナー P.7

平成28年度第1回臨時総代会及び特別講演会開催

平成29年3月22日(水)午後3時30分より、田原中部市民館において平成28年度第1回臨時総代会(出席者数78名、内委任状出席者46名)が開催され、平成28年度一般会計収支更正予算書案及び街路灯事業特別会計収支更正予算書案について滞りなく原案通り承認されました。

総代会終了後、岡崎ビジネスサポートセンター OKa-Bizセンター長秋元祥治氏をお迎えして、「稼ぐ力を掘り起こす、OKa-Biz流売上アップのポイント」をテーマとして特別講演会を開催致しました。



理事会の報告

第1回理事会

■開催日時 平成29年4月14日(金)午後3時

■開催場所 田原市商工会館2階研修室

■議 題

- (1)新規会員加入承認について
- (2)労働保険事務組合特定個人情報事務取扱規程の一部改正について
- (3)田原市商工会平成28年度事業報告書、一般会計収支決算書、貸借対照表、財産目録並びに地域活性化事業(ふれあいまつり等)特別会計・地域活性化事業(地域商品券)特別会計・街路灯事業特別会計・労働保険事務組合特別会計収支決算書承認について
- (4)田原市商工会平成29年度事業計画書案、一般会計収支予算書案並びに地域活性化事業(ふれあいまつり等)特別会計・地域活性化事業(地域商品券)特別会計・街路灯事業特別会計・労働保険事務組合特別会計収支予算書案決定について
- (5)収支予算科目分類内の流用承認について
- (6)取引金融機関の決定について
- (7)借入金最高限度額の決定について
- (8)通常総代会について

【報告事項】

- (1)脱退会員について
- (2)平成29年度商工会会費の確認について
- (3)今後の事業・会議等について

新規加入会員のご紹介

事業所名	事業主名	地区	業種
(有)アールアンドエスフーズ	池村真一郎	特別会員	卸売業
特定非営利活動法人 M A ・ は ろ -	河合富美子	巴江・晩田地区	サービス業
株 衣 笠 興 業	藤城隆雄	衣笠・南部地区	サービス業
鈴 木 政 市	鈴木政市	巴江・晩田地区	電気ガス供給業
株高匠 (B a l i B a l i バーベQ)	高橋章	若戸地区	飲食業
フタムラ化学株 田原開発センター	鈴木繁人	童浦地区	製造業

経営発達支援計画が認定されました

我が国の経済社会は人口減少等の構造的変化により地域の活力が減退し、地域経済を支える小規模事業者は需要の低下、売上の減少に直面しています。

このため小規模事業者が地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートすることが必要になってくる中、小規模事業者支援法が平成26年9月に施行されました。

このことから当商工会では、小規模事業者の支援を推進するため、経営発達支援計画を昨年11月に国へ申請し、本年3月17日に経済産業大臣の認定を受けました。

この計画は小規模事業者の収益力を高めるための支援であり、事業者の計画作成及び着実な実施に取り組んでいきます。

主な事業内容は下記のとおりです

1. 地域の経済動向調査
2. 経営状況の分析
3. 事業計画策定支援
4. 事業計画策定後の実施支援
5. 需要動向調査
6. 新たな需要の開拓・販路開拓支援

■本計画は田原市商工会ホームページでご覧になれます。URL <http://www.tahara.or.jp/>

「ベジフル田原」ブランド認定

田原市商工会・渥美商工会では、田原市内で生産された野菜を加工・製造した商品で、認定基準に適合した商品を「ベジフル田原」として認定しています。平成29年3月28日(火)に田原市商工会館で行われたベジフル田原委員会において、次の2商品を初の「ベジフル田原」ブランドとして認定し、認定証を発行しました。

◆「ベジフル田原」ブランド認定品

- ・田原野菜のロールケーキ／(資)雅風 代表社員 藤井恵美子 (渥美商工会員)
- ・トマトとパプリカのシフォンケーキ／山本屋 山本潮美 (田原市商工会員)



文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞

優れた創意工夫により職域における技術の改善向上に貢献した者を対象とした創意工夫功労者賞の表彰式において、次の皆様が表彰されました。おめでとうございます。

創意工夫功労者賞受賞者

平成29年4月19日(水) 愛知県技術開発交流センター

神谷 光裕 [アイシン・エイ・ダブリュ(株)]
 矢田崎 公靖 [㈱シーヴィテック]
 渡會 洋之 [㈱シーヴィテック]

齊藤 康平 [アイシン・エイ・ダブリュ(株)]
 藤原 拓 [㈱シーヴィテック]
 山本 直樹 [㈱シーヴィテック]

工業部会コーナー

■新入・若手社員研修会の開催

平成29年度新入・若手社員研修会が平成29年4月4日(火)、5日(水)の2日間にわたり田原市商工会館で開催されました。5企業8名の参加がありました。

研修内容

1. 会社・組織を知る
2. 社会人として意識を確立する
3. コミュニケーションと自ら仕事にかかわることの重要性を理解する
4. 社会人としての行動を体得する
5. 社員としてやって良いこと悪いことを理解する
6. 金銭管理とコンプライアンスを理解する
7. レポート作成と決意表明



自分の会社を知るために自分の会社を紹介し、発表しました。

大村秀章愛知県知事と渥美半島を語る会

平成29年4月18日(火)に伊良湖シーパーク&スパにおいて、田原市商工会、渥美商工会、愛知みなみ農協、愛知県漁連渥美支部、田原臨海企業懇話会及び田原市地域コミュニティ連合会の代表者が発起人となり「大村秀章県知事と渥美半島を語る会」が開催されました。

当日は、大村県知事の講演と懇談会の2部構成で実施され、市内の商工業者、農業者、漁業者、市行政関係者など約300名が参加しました。

講演の中で、大村県知事は県の大型事業の紹介をしながら東三河地方や渥美半島地区の課題への取り組み姿勢を説明されました。

又、懇談会では大変賑やかな中で交流を深め、盛況のうちに終了しました。



講演会場



大村県知事



河合商工会長

源泉関係事務指導会のご案内

源泉納付事務（1月～6月分の給与に対する源泉税）について下記のとおり個別指導会を開催致します。源泉関係事務のよくわからない方、疑問点などある方は是非ご参加ください。

【指導日】 平成29年7月4日(火) 午前9時00分～午後4時00分

【場 所】 田原市商工会館 2階研修室

【持参していただくもの】

- ・平成29年分の源泉徴収簿
- ・納付書
- ・給与台帳(1月～6月分)
- ・平成28年(前年)の源泉徴収簿
- ・扶養控除等申告書

納付期限は、7月10日(月)です。



【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

「特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)」のご案内

この助成金は、自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を雇い入れる事業主を支援し、生活保護受給者や生活困窮者等の方の雇用と職場定着を促進するためのものです。

＜支給額＞ 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します。

対象労働者	企業規模	支給対象期間	支給額		
			第1期	第2期	支給総額
短時間労働者 以外の労働者	大企業	1年	25万円	25万円	50万円
	中小企業	1年	30万円	30万円	60万円
短時間労働者	大企業	1年	15万円	15万円	30万円
	中小企業	1年	20万円	20万円	40万円

＜支給の対象となるかた＞

以下の①～③のいずれにも当てはまる方をハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により常用労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

① **生活保護受給者又は生活困窮者**

「生活保護受給者」とは、現に生活保護を受給中の方であって、生活保護の申請段階の方や過去に生活保護を受給していた方は含みません。「生活困窮者」とは、自治体が自立支援計画の作成を行った方であり、計画に記載された目標の達成時期が到来していない方に限ります。

② **自治体よりハローワークに対し就労支援の要請がなされている方**

自治体が労働局・ハローワークと「生活保護受給者等就労自立促進事業」に係る協定を締結し、この協定に基づき就労支援の要請がなされた方が対象です。

③ **自治体とハローワークが連携して行う就労支援の期間内の方**

自治体からの支援要請を受け、自治体とハローワークにおいて定める就労支援期間内の方が対象です。

【お問い合わせ先】 ハローワーク豊橋 ☎(0532)52-7191

平成29年度雇用保険料率について

～平成29年4月から雇用保険料率が引き下がります～

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年3月31日に国会で成立しました。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります。

- ・失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下がります。
- ・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3/1,000です。

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)		失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

(枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

【お問い合わせ先】 ハローワーク豊橋 ☎(0532)52-7192

設備貸与制度(小規模企業者等設備貸与事業)をご利用ください!

設備貸与制度とは

(公財)あいち産業振興機構が小規模事業者等の皆様に代わって設備を購入し、皆様に「割賦販売」又は「リース」する制度です。

	割 賦	リ ー ス							
対象事業者	従業員50人以下 ※従業員数によって一部要件があります。								
対象設備	県内に設置する新品の機械・設備等で付加価値及び経常利益の向上が一定以上見込めるもの								
限度額	100万円～1億円								
連帯保証人	法人企業は、原則、企業の代表者のみを連帯保証人とします。 個人企業は、原則、連帯保証人は不要です。								
担 保	原則担保不要。信用保証協会の保証も不要なので、金融機関の融資枠を残しておけます。								
利率 田原市商工 会からの申 込は金利優 遇!!	(公財)あいち産業振興機構に直接申込みの場合								
	<table border="1"> <tr> <td>割 賦</td> <td>1.7%～2.3%</td> </tr> <tr> <td>リース(月額)</td> <td>1.288%～2.961%(7年～3年)</td> </tr> </table>	割 賦	1.7%～2.3%	リース(月額)	1.288%～2.961%(7年～3年)	<table border="1"> <tr> <td>割 賦</td> <td>1.6%～2.2%</td> </tr> <tr> <td>リース(月額)</td> <td>1.287%～2.958%(7年～3年)</td> </tr> </table>	割 賦	1.6%～2.2%	リース(月額)
割 賦	1.7%～2.3%								
リース(月額)	1.288%～2.961%(7年～3年)								
割 賦	1.6%～2.2%								
リース(月額)	1.287%～2.958%(7年～3年)								
<p>割賦年利及び月額リース料率は、事業者の経営・財務状況に応じて異なります。 経営革新計画承認企業が設備を導入する場合は、利率が変更になる場合があります。</p>									
返済期間	返済期間5年又は7年(元金返済は1年据置)	3年～7年							
当初費用	火災保険料のみ	不要							
申 込 先	田原市商工会 電話 0531-22-6666 又は(公財)あいち産業振興機構 設備投資支援G 電話 052-715-3067								

中小企業者向けの市補助金がリニューアルされました

市内の中小企業者を総合的に支援し、創業の促進、産業の裾野拡大、空き店舗解消につなげることを目的に、これまで別々に補助していた「中小企業者チャレンジ支援補助金」「出店促進支援補助金」「6次産業化等促進支援補助金」を統合し、事業者に対し総合的に補助できる制度となりました。なお、中小企業者チャレンジ支援補助金については、「創業支援」に変更されました。

- ◆募集期間：5月31日(水)まで ※採択決定：6月中旬
- ◆補助内容：下表のとおり。補助額は対象経費の2分の1以内(上限額：各50万円)
- ◆申込方法など：市HPに掲載 ※詳細はお問い合わせください。

補助項目	対象者	対象経費
創業支援	特定創業支援を受けた者または経営革新計画の承認を受けた方	備品購入費(1つ10万円以上で、中古品などを除く)
出店促進支援	市内の空き店舗を賃借又は購入して小売業、飲食業などを実施する方	内装工事費、外装工事費、設備工事費
6次産業化等促進支援	農畜水産事業者などが市内で生産された農畜水産物を活用した事業を実施する方	開発費、広告宣伝費、展示会出展費など

【例】
新規創業者が空き店舗を活用し、飲食店を開店する。
[備品]
60万円(税抜き)×1/2=30万円
[内装費]
200万円(税抜き)×1/2=50万円
(上限額)
[補助総額]
30万円+50万円=80万円

【お問い合わせ先】 田原市役所商工観光課 ☎(0531)23-3522

「マイナンバーの新年度更新手続きが必要」のメールにご注意を

マイナンバーカードを作成している地方公共団体情報システム機構(J-LIS)を装った「マイナンバー：新年度更新手続きについて」といったタイトルのメールが届く事案が発生しております。J-LISからこのようなメールが届くことはありません。

マイナンバー制度に便乗した不審なメールを受け取った場合、リンク先にアクセスしたり、添付ファイルを開いたりしないように十分ご注意ください。

【不審なメールの概要】

- ・タイトル 「マイナンバー：新年度更新手続きについて」
- ・メール原文 【お知らせ】新年度更新手続きについて
新年度更新に伴いましてマイナンバー制度の更新が必要となっております。
下記【地方公共団体情報システム機構(J-LIS)】ページよりご確認の上、更新申請を行われてください。

※以下、URLが記載

- ◆お問い合わせ先：マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
個人番号カードコールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎0570-783-578

今後の行事予定

6月7日(水)、9日(金) 14日(水)、16日(金) 22日(木)	1級土木施工管理技術検定(学科) 受験対策講習会	9:00-17:00	田原市商工会館
6月20日(火)	商工会理事会	15:00-	田原市商工会館
7月4日(火)	源泉関係事務指導会	9:00-16:00	田原市商工会館
7月土曜日	たはらの夜店	17:00又は 18:00-	めっくんはうす あかばねロケーション はなとき通り
9月6日(水)、13日(水) 20日(水)	1級土木施工管理技術検定(実地) 受験対策講習会	9:00-17:00	田原市商工会館